

3. 交通死亡事故ゼロ市町表彰

11月17日(火)に行われた、第12回栃木県交通・生活安全安心県民大会において、本町が、令和2年度栃木県交通死亡事故ゼロ市町として表彰されました。

これは、令和元年10月初日から、令和2年9月末日までの1年間、交通死亡事故発生ゼロを継続した市町が表彰されるもので、本町の受賞は平成29年度以来3年ぶりとなります。

前述のとおり、本町の交通安全環境には課題が残っておりますが、1年間、死亡事故が全く発生しなかったことは、大変喜ばしい結果であり、これもひとえに、町民の皆様が交通ルールを遵守し、マナーを守った道路利用を励行された結果にほかなりません。

引き続き、悲惨な交通死亡事故の当事者とならないよう、意識をもって取り組んでいただきますようお願いいたします。



4. 年末の交通安全県民総ぐるみ運動

12月11日(金)から31日(木)までの21日間、「年末の交通安全県民総ぐるみ運動」が実施されます。本運動期間中は「マナーアップ!あなたが主役です」をスローガンに、『子どもと高齢者の交通事故防止』・『安全運転の励行と飲酒運転等の根絶』・『「原則ハイビーム」と「ライト4運動」の推進』の3つを重点項目として、各種交通安全対策が展開されます。

※ライト4^{フォー}…自動車の前照灯を早期(午後4時)から点灯して走行することを指します。夕暮れ時でも視認性を確保して交通事故を防ぐという目的があります。



昨年度実施時の様子

一人ひとりの心がけで交通事故を防ぎ、明るい気持ちで年始を迎えましょう。

▶問い合わせ先=地域生活課 生活係 ☎9129

意識していますか?交通安全

12月は、仕事納めや年始の準備等により、何かと慌ただしくなりやすい時期です。慌ただしい・忙しい状況下では、人の注意力が散漫になり、交通事故発生のリスクが増加します。

自動車や自転車に乗る際には、心にゆとりを持ち、周りをよく見て落ち着いて運転するようにしてください。

悲惨な交通事故の加害者にも、被害者にもならないよう、年末は特に交通安全に気をつけて過ごしましょう。

1. 令和2年における道路交通法の改正について・・・

「あおり運転」はやめましょう!!

道路交通情勢の変化に対応するため、適宜、道路交通法の改正がなされています。本年6月に施行された改正道路交通法においては、いわゆる「あおり運転」への対応が大きなポイントとなっており、今まではなかった罰則が定められました。

「あおり運転」の対象となる違反

【通行区分違反・急ブレーキ禁止違反・車間距離不保持・進路変更禁止違反(割り込み運転)・追越し違反・減光等義務違反・警音器使用制限違反・安全運転義務違反・高速自動車国道における最低速度違反・高速自動車国道等における駐停車違反】

これらを、他の車両等の通行を妨害する目的で、道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法によって行くと、下記のとおり罰せられます。

- ・「あおり運転」をした場合は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金・免許取消しが課せられます。
- ・「あおり運転」により、高速自動車道上での停車等、著しい交通の危険を生じさせた場合は5年以下の懲役又は100万円以下の罰金・免許取消しが課せられます。

○急いでいる場合でも、思いやりを持った運転を心がけましょう。

○もしも、あおり運転を受けた場合は、車外に出ず、すぐに110番に電話しましょう。

2. 上三川町における交通事故発生状況

1月から10月末日までの本町の交通事故発生状況は、右記のとおりです。

負傷者数については微増しているものの、発生件数、死者数については、昨年同時期と比較して減少している状況です。

本年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続いている状況下であり、交通情勢への影響があったことが推測されますが、発生件数の減少は良い傾向であるといえます。

その一方で、県内他市町と比較すると、人口10万人あたりの交通事故発生件数(1月から9月末日時点統計)ではワースト1位となる等、課題も残っています。

【交通事故発生状況表】

上三川町交通事故 (人身事故)発生状況			
令和2年10月		本年累計 件(人)数	前年同月比 (1~10月)
発生件数	13 件	75 件	-8 件
負傷者数	15 人	103 人	+6 人
死者数	0 人	0 人	-3 人